

会議の名称	令和5年第6回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和5年6月26日(月) 午後1時30分から 午後2時25分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第33号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第34号議案 農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第35号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (4) 第36号議案 本庄農業振興地域整備計画の変更について (5) 第37号議案 本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則の一部を改正する規則 (6) 報告第29号 農地法第3条の3の規定による届出について (7) 報告第30号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (8) 報告第31号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (9) 報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知について (10) 報告第33号 農業用施設(2a未満)の設置に伴う届出について (11) 報告第34号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について 5 事務局連絡事項 閉会
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和5年第6回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和5年第6回本庄市農業委員会総会議案 3 令和5年第6回本庄市農業委員会総会追加議案 4 事務局連絡事項

主 管 課	農業委員会事務局
-------	----------

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻でございますので、ただいまより総会を始めさせていただきます。議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。それでは、ただ今から令和5年第6回本庄市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。蒸し暑い時期になり、特に大手の方は田植えの時期でお忙しいことと思いますが、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>事務局から話があったとおり、本日は会議予定が立て込んでおりますが、よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>次に、本日出席の農業委員数は、農業委員会に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。それでは、以降の議事進行は、総会会議規則の規定により、田端会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議事日程3、議事録署名委員及び書記の指名を行います。本日は、5番塩原廣一委員、6番塩原茂夫委員を議事録署名委員に指名します。また、事務局の高群局長補佐を書記に指名します。</p> <p>次に、議事日程4、付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。付議事件は、議案送付時に配布した議案及び報告に加え、本日配布した議案1件を追加し、改めてお手元に配布した議事日程のとおり、議案5件及び報告6件です。まず、第33号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第33号議案をご説明いたしますので、議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法</p>

	<p>第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容につきましては、2ページをお願いいたします。申請件数は、売買による所有権移転2件、賃借権の設定1件及び贈与による所有権移転1件となります。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件でございますが、農地法第3条第2項の規定に基づき、全部効率利用要件、農作業常時従事要件及び地域との調和要件となっております、農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと、許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、小賀野委員でございます。</p> <p>次に、整理番号2でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、前原一丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。賃借権の設定です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、細野会長代理でございます。</p> <p>次に、整理番号3でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。贈与による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、岡芹委員でございます。</p> <p>最後に、整理番号4でございます。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、小賀野委員でございます。</p> <p>整理番号1から整理番号4までの申請地位置図は、3ページから6ページまでとなります。全ての申請につきまして、受人所有農地の現地調査及び書類審査を実施しましたところ、許可判断要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案の整理番号1から整理番号4について、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について、小賀野委員の報告を求めます。</p>
小賀野委員	<p>19番小賀野より報告いたします。6月19日午後5時頃、山本推進委員と現地調査を行い、その後電話にて聴き取り調査を行いました。</p> <p>申請地の位置については議案書3ページ、3-1の地図をご覧ください。申請地は本庄児玉インターから南に約500メートルに位置しています。</p> <p>恐れ入りますが議案書2ページにお戻りください。受人の年齢は80歳、妻と子の3人で年間160日ほど農業に従事しています。所有する農機具はトラク</p>

	<p>ター1台、軽トラック1台を所有しており、経営の生産性は特に問題ないかと思 います。受人は申請地の隣に畑3筆を所有しており、この土地と他の所有地も問 題なく管理されており、申請地には露地野菜を作付けするとのこと です。</p> <p>周辺農地への支障もないことから、何ら問題ないと思われ ます。以上、ご報告 いたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、細野会長代理の報告を求めます。</p>
細野会長代 理	<p>整理番号2について、1番細野より報告させていただきます。6月19日午後 4時頃、細野林之助推進委員と現地確認を行いました。また、6月14日に事務 局と受入へのヒアリングを実施いたしました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書4ページ3-2の地図をご覧ください。 申請地は本庄市前原児童センターから北約100メートルに位置してありま す。</p> <p>申請事由は賃借権の設定です。申請地はもともと親の代から貸借していた農 地で、自身でも野菜や果樹を耕作したいと思い申請に至ったとのこと です。</p> <p>受人の年齢は69歳、本人の農業従事日数は300日です。農業従事者数は本 人のみです。農機具は、トラクター1台、軽トラック1台、管理機1台をリース しており、経営力についての生産性は適当であると思われ ます。</p> <p>申請地の耕作状況は保全管理がされており、周辺農地への支障の恐れもない ことから、何ら問題ないと思われ ます。以上、報告 いたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、岡芹委員の報告を求めます。</p>
岡芹委員	<p>9番岡芹より整理番号3について報告いたします。6月20日午前9時30 分頃、門倉推進委員、荒井推進委員と申請地の現地確認及び受入から聴き取り を行いました。</p> <p>申請地の概要につきましては、議案書5ページ、3-3の地図をご覧ください。 申請地は共栄自治会館から南方向へ200メートルほどの場所にあたり、私 立保育園の東側に位置しています。恐れ入ります、議案書2ページにお戻りく ださい。申請事由は贈与です。受人と渡人は近所に住んでおり、交流もあつたこ とから今後の管理を考え、一体の農地として使用した方がよいとして、贈与して もらうことになりました。</p> <p>受人の年齢は79歳です。本人の農業従事日数は180日です。所有する農機 具はトラクター1台、耕うん機1台、管理機1台を所有しています。</p> <p>以上の事から、経営力についての生産性は適当であると思われ ます。申請地及 び受人の所有農地の耕作状況は、全ての農地で保全管理しており、周辺農地への 支障の恐れはなく、何ら問題ないかと思 います。</p> <p>以上、ご報告 いたします。</p>

議長	整理番号4について、小賀野委員の報告を求めます。
小賀野委員	<p>19番小賀野より報告いたします。6月19日午後5時頃、山本推進委員と現地確認調査を行いました。</p> <p>申請地の位置については議案書6ページ、3-4の地図をご覧ください。申請地は本庄児玉インターから南東約300メートルに位置し、関越自動車道の側道と隣接しております。</p> <p>恐れ入りますが議案書2ページにお戻りください。受人の年齢は66歳、妻と一緒に年間180日ほど農業に従事しております。所有する農機具はトラクター2台、田植え機、コンバイン、乾燥機、運搬用トレーラー各1台を所有しており、経営に関する生産性は適当であります。申請地には野菜を作付け予定とのことです。</p> <p>受人所有農地及び申請地については、問題なく管理がされており、周辺農地への支障もなく、何ら問題ないと思われまます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>それでは、第33号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。第33号議案について、許可することに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第33号議案は許可とします。</p> <p>次に、第34号議案「農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第34号議案をご説明いたしますので、議案書7ページをお願いいたします。</p> <p>第34号議案、農用地利用集積計画の決定について(通年)を、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)、以降「改正法」と申し上げますが、改正法附則第5条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>本計画は、改正法附則第5条の規定による、改正法の施行日の令和5年4月1日から起算して最長2年を経過する日の令和7年3月31日までは、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができるとした経過措置を適用し、本庄市が作成したものでございます。</p> <p>計画内容については、8ページをお願いいたします。申請件数は、6件です。田3筆及び畑4筆の面積合計9,882平方メートルの利用権設定でございます。</p>

	<p>次に、農用地利用集積計画についてご説明いたします。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、本庄市が公告しますが、決定の要件としては改正法附則第5条第1項の規定により、本庄市の定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、「全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること」、「その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること」等を備えることと定めており、今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を満たしているものと考えます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、第34号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。第34号議案について、許可することに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、第35号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第35号議案をご説明いたしますので、議案書9ページをお願いいたします。</p> <p>第35号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、10ページ及び11ページをお願いいたします。申請内容でございますが、申請件数は9件でしたが、整理番号6の許可申請書が取下げられましたので、本議案での審議は8件となります。その内訳は、所有権移転7件及び使用貸借権1件でございます。</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。10ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町河内地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、木村文子委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、12ページをお願いいたします。5-1については、農用地</p>

区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

第2種農地の転用許可の立地基準である、申請地に代えて周辺の他の土地では、申請事業の目的を達成することができないと認められ、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号2でございます。10ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南二丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、田島敏包委員でございます。

申請地位置図は、13ページをお願いいたします。5-2については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

第3種農地の転用は、原則、許可相当であることから、立地基準を満たしており、また、一般基準の不許可相当に該当する項目も申請書類を審査する限りにおいてないことから、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号3でございます。10ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっております。地区担当は、岡芹委員でございます。

申請地位置図は、14ページをお願いいたします。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号1と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号4でございます。10ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部延一委員でございます。

申請地位置図は、15ページをお願いいたします。5-4については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号2と同様の理由により、第3種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考え

えます。

次に、整理番号5でございます。10ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、田中地内の田1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。令和5年3月24日に、農用地区域から除外となっております。地区担当は、福島公博委員でございます。

申請地位置図は、16ページをお願いいたします。5-5については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから、第1種農地と判断いたしました。

第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと考えます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいてないものと考えます。

次に、整理番号7でございます。10ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、長屋住宅用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、田端会長でございます。

申請地位置図は、18ページをお願いいたします。5-7については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号2と同様の理由により、第3種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。

次に、整理番号8でございます。11ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南四丁目地内の畑2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、土地分譲用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、田島敏包委員でございます。

申請地位置図は、19ページをお願いいたします。5-8については、用途地域内の農地であることから、第3種農地と判断いたしました。

さきほどの整理番号2と同様の理由により、第3種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。

	<p>最後に、整理番号9でございます。11ページをお願いいたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、駐車場及び資材置場用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、塩原廣一委員でございます。</p> <p>申請地位置図は、20ページをお願いいたします。5-9については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>さきほどの整理番号1と同様の理由により、第2種農地における立地基準及び一般基準とも満たしているものと判断し、本申請は許可相当であるものと考えます。以上でございます。</p>
議長	<p>上程議案のうち、取下げのあった整理番号6を除く、整理番号1から整理番号9について、地区担当委員からの報告を求めます。はじめに、整理番号1について木村文子委員の報告を求めます。</p>
木村委員	<p>17番、木村より報告させていただきます。6月21日午前9時頃、木村推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書12ページ5-1の地図をご覧ください。</p> <p>5-1の申請地につきましては、主要地方道秩父児玉線から小山川に架かる新屋敷橋から北へ約30メートルの所に位置しています。恐れ入ります、議案書10ページにお戻りください。</p> <p>申請事由は、太陽光発電施設用地です。受人は太陽光発電事業を営んでおり、今回の土地を紹介され、検討した結果適地と判断したため、この土地を譲り受け太陽光発電施設として利用したいとのことです。</p> <p>申請地の北側は山林に接しており、県道にも近いことから農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから、転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。以上、ご報告します。</p>
議長	<p>整理番号2について、田島敏包委員の報告を求めます。</p>
田島敏包委員	<p>12番、田島より報告致します。6月21日午前8時30分頃、宮部豊徳推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書13ページ5-2の地図をご参照ください。</p> <p>申請地は児玉南土地区画整理地内、スーパーマーケットから南へ約80メートルに位置しております。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての所有権移転であります。申請人は市内の実家にて生活しており、昨年、子供が出生し、実家が手狭になると推測され家族と相談の結果、対策として住宅の建設を決意しました。実家の近くに生活環境等</p>

	<p>の変化の無い土地を物色していたところ、申請地が見つかり申請に至ったと拝聴いたしました。</p> <p>用途地域は第1種低層住居専用地域で、周囲は宅地及び道路で、周辺農地には支障無きものと推測できます。委員各位の賢明なる判断をお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、岡芹委員の報告を求めます。</p>
岡芹委員	<p>整理番号3について、9番岡芹より報告します。6月20日午前9時頃から門倉推進委員及び荒井推進委員と現地確認及び代理人から聴き取りを行いました。申請地の概要につきましては、議案書14ページ、5-3の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、国道462号線西富田歩道橋の信号交差点から西方向へ300メートルほどの場所で、延命寺の東側で集落の中に位置しています。恐れ入ります。議案書10ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は業者を介しての売買です。現在、市内の住宅に家族5人で住んでいます。勤務先が都内であること、父の勤務先も隣町であるため、通勤に便利などところに住宅を建築したいと考えていました。環境もよく、新幹線での通勤に便利であることなどから、この土地を購入し住宅を建築したいと思っています。</p> <p>申請地周辺の状況ですが、自己用住宅用地が4軒ほど増えています。進入路より検分すると、東側と北側及び南側は住宅が建ち、西側は農地ですが作付けした様子は見られません。西側の農地に対して、日照や風通しなどの支障をきたす恐れも無いことから転用に当たっては問題ないと思われまます。以上、ご報告いたします。</p>
議長	<p>整理番号4について、宮部延一委員の報告を求めます。</p>
宮部延一委員	<p>10番宮部より報告させていただきます。6月24日午後1時頃、田島推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要につきましては議案書15ページ5-4の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は児玉警察署から北に約100メートルの場所に位置しております。恐れ入ります。議案書10ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は売買による自己用住宅用地です。申請人は現在市内のアパートで暮らしておりますが、使い勝手が悪く手狭に感じていることから自己用住宅を建築することを決め、今回の申請に至ったとのことです。申請地は職場にも近く、生活環境も良いため住宅を建てるのには最適な場所であると判断しました。</p> <p>現地について調査しましたところ、宅地化が進んでいるため農地を蚕食分断する恐れもなく、周辺農地、農道、水路などに支障を及ぼす恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないと思われまます。以上、ご報告します。</p>
議長	<p>整理番号5について、福島公博委員が欠席となりますので、同担当地区の高橋</p>

	推進委員の報告を求めます。
高橋推進委員	<p>福島委員に代わって高橋から報告させていただきます。6月24日午後1時頃、福島委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書16ページ5-5の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は田中集落センターから、東へ約80メートルに位置しております。恐れ入ります、議案書10ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は自己用住宅用地としての使用貸借権設定となっております。借受人と貸渡人の関係は祖父と孫の関係になります。</p> <p>申請人は現在、申請地の向かいにある父方の実家にて生活していますが、子供も成長し自己用住宅の建築をしたいと考え今回の申請に至りました。</p> <p>申請地は実家の向かいであるため、両親の面倒も見やすく安心であるため選定いたしました。</p> <p>以上の事から、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告します。</p>
議長	整理番号7について、私が議事進行のため、私に代わり倉野内推進委員からの報告を求めます。
倉野内推進委員	<p>田端会長に代わりまして、倉野内が報告させていただきます。6月23日午後4時頃、田端会長と現地確認及び受人代理人から聴き取りを行いました。申請地の概要については議案書18ページ5-7の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は国道462号線、児玉総合支所南入口交差点から、北西約300メートルに位置しております。恐れ入ります、議案書10ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は長屋住宅用地としての所有権移転となっております。申請人は横浜市で農業を営みながらアパート経営をしており、住環境の良好な申請地に長屋住宅を建設するに至ったということです。</p> <p>申請地周辺は、宅地化が進んでおり小中学校に近いことから、転用目的及び必要性は妥当であると思われます。</p> <p>農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用に当たっては特に問題ないかと思われます。以上、ご報告します。</p>
議長	整理番号8について、田島敏包委員の報告を求めます。
田島敏包委員	12番、田島より報告致します。6月21日午前9時頃、宮部豊徳推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書19ページ5-8の地図をご参照ください。

	<p>申請地は児玉南土地区画整理地内、十二天橋と千本桜公園の概ね中央に位置しております。</p> <p>申請目的は土地分譲用地です。該当地は土地区画整理事業完了地で静観で優良な生活環境が備わっている場所であることから、造成整備をして住宅地の販売を計画しているとのことです。</p> <p>用途地域は第 1 種低層住居専用地域で、周辺農地及び水路等に支障無きものと推測できます。委員各位の賢明なる判断をお願いいたします。</p>
議長	整理番号 9 について、塩原廣一委員の報告を求めます。
塩原廣一委員	<p>5 番塩原が報告させていただきます。6 月 24 日午後 1 時 30 分頃、戸塚推進委員と現地確認を行いました。申請地の概要については議案書 20 ページ 5-9 の地図をご覧ください。</p> <p>申請地は、本庄警察沼和田駐在所の西側に隣接しております。恐れ入ります、議案書 11 ページにお戻りください。</p> <p>申請目的は資材置場と駐車場としての敷地拡張になります。受人は現在、申請地の北側の自宅で内装業を営んでいます。今までは自宅の空いたスペースに資材や工具を置いていましたが、手狭になってきています。また、同業者と乗り合わせで現場に向かうため、それぞれの事業者の車を自宅の敷地に駐車しているため利用に不便をきたしています。</p> <p>この状況を改善するために、申請地を資材置場と駐車場とし業務の効率化や安全性を確保できると考え、今回の申請に至りました。</p> <p>以上のことから、転用の目的及び必要性は妥当であると考えます。</p> <p>また、農地を分断し集団性に支障が生じないこと、農道や水路にも支障を及ぼす恐れもないことから転用にあたっては特に問題ないかと思われまます。以上、ご報告します。</p>
議長	<p>第 35 号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。第 35 号議案について、許可相当とすることに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、よって、第 35 号議案は許可相当として埼玉県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、第 36 号議案「本庄農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	第 36 号議案をご説明いたしますので、議案書 21 ページをお願いいたしま

す。

第36号議案、本庄農業振興地域整備計画の変更について、本議案は、本庄農業振興地域整備計画に対し提出された農用地利用計画の変更に係る申出書について、本庄市長が、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、別冊「本庄農業振興地域整備計画の変更について」のとおり計画を変更することについて意見を求めるものでございます。

申出内容については、別冊の1ページをお願いいたします。農用地区域からの除外2件となっています。

農用地区域内の農地については、原則、転用は認められませんが、農業と集落地域の振興を図るため、農家住宅等集落の連たん性のある地域で、農業振興地域の整備に関する法律及び本庄農業振興地域整備計画の管理に関する運用方針に定める基準に従い、例外的に農用地区域からの除外を認めることとなっており、除外の手続きを経たうえで、転用申請を行う必要があります。

今回の事案番号1及び事案番号2の農用地区域からの除外については、除外が可能である目的の分家住宅の申出となっています。

引き続き、事案番号1をご説明いたしますので、3ページ、「農用地利用計画の変更に係る申出書」をお願いいたします。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、栗崎地内の田1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。4ページ、「変更後の使用目的に係る資料」をお願いいたします。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、該当なしです。関係法令に基づく許認可等は、「農地法第5条の許可」及び「都市計画法第29条の許可」となっております。5ページが「位置図」、6ページが「付近案内図」、7ページが「農用地区域図」で、緑色の着色が農用地区域で青地の農地となります。8ページが「公図の写し」となります。

当該申出地は、集落に接続しており、農業に関する公共投資により得られる効用に、著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えます。なお、9ページが事業計画図となります。

次に、事案番号2をご説明いたしますので、11ページ、「農用地利用計画の変更に係る申出書」をお願いいたします。土地所有者及び事業計画者の住所氏名は、記載のとおりです。申出地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。変更目的は、分家住宅の建設です。12ページ、「変更後の使用目的に係る資料」をお願いいたします。事業計画、当該土地を選定した理由及び経緯は、記載のとおりです。当該土地に係る土地基盤整備事業等の概要は、「上里土地改良区」及び「上里幹線土地改良区」です。関係法令に基づく許認可等は、「農

	<p>地法第5条の許可」及び「都市計画法第29条の許可」となっております。13ページが「位置図」、14ページが「付近案内図」、15ページが「農用地区域図」、16ページが「公図の写し」となります。</p> <p>当該申出地は、集落に接続しており、農業に関する公共投資により得られる効用に、著しい支障を及ぼす恐れがない土地であると考えます。</p> <p>なお、17ページが事業計画図となります。以上でございます。</p>
議長	<p>第36号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑がございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。第36号議案について、原案のとおり変更することに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、よって、第36号議案については、原案のとおり変更することに「同意」で、本庄市長に回答します。</p> <p>次に、追加議案の第37号議案「本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則の一部を改正する規則」を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第37号議案をご説明いたしますので、本日お手元に配布させていただきました追加議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>第37号議案、本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則の一部を改正する規則について、本議案は、農業委員会等に関する法律、以降「法」と申し上げますが、法に基づき、農地利用最適化推進委員、以降「推進委員」と申し上げますが、推進委員の担当区域の定数を改めるほか、所要の改正をしたいので、ご提案するものでございます。</p> <p>本庄市農地利用最適化推進委員の推薦及び募集の方法等に関する規則、以降「規則」と申し上げますが、この規則でございますが、推進委員の推薦の求め及び募集の方法等に関しまして、法及び法施行規則に定められるもののほか、必要な事項を定めるものでございます。</p> <p>併せて、追加議案資料として、本日お手元に新旧対照表を配布させて頂きました。議案内容につきましては、こちらの追加議案資料の表右の列、改正後を基にご説明させていただきます。資料の1ページをお願いいたします。アンダーラインを付した部分が、改正部分でございます。</p> <p>はじめに、第1条の4行目、「昭和26年農林水産省令第23号」を「昭和26年農林省令第23号」に改めるものでございます。農林水産省の名称は昭和53年に農林省から改称されたもので、法施行規則の制定時である昭和26年</p>

	<p>の名称に表記を改める修正でございます。</p> <p>次に、第3条、全部改正となっておりますが、既存の条文から2箇所の改正でございます。</p> <p>1箇所目、第3条の1行目、本文冒頭の「法第17条2項」を「法第17条第2項」に改めるものでございます。脱字に係る修正でございます。</p> <p>2箇所目、第3条表中、担当区域の定数の修正でございます。令和5年本庄市議会第2回定例会において、本庄市農業委員会の委員等の定数を定める条例の一部を改正する条例議案が、施行期日を令和6年2月10日として議決されました。これを踏まえ、令和5年8月25日を予定する推進委員の推薦及び募集の開始にあたり、担当区域及び定数を規定する第3条表中、右から2列目、本泉地区の定数を、「2」から「1」に改めるものでございます。</p> <p>続きまして、第4条第1号中「破産手続き開始」を、平仮名の「き」を除きまして、「破産手続開始」、漢字のみの表記に改めるものでございます。法に規定する欠格事由の表記と整合させるための修正でございます。</p> <p>次に、追加議案資料の裏面、2ページをお願いいたします。第7条の4行目、第3号中、既存の「本庄市広告式条例」の「広告」部分、情報を広く世の中に知らせる意味の「広告」から、「本庄市公告式条例」、地方公共団体などが特定の事項を広く一般にお知らせする意味の「公告」、こちらに改めるものでございます。誤字に係る修正でございます。</p> <p>最後に、追加議案書1ページをお願いいたします。下から6行目、附則でございますが、施行期日を規定するもので、公布の日から、本議案の承認をいただきますと本日令和5年6月26日となりますが、公布の日から施行することとするものでございます。</p> <p>誤字及び脱字等につきましては、規則の制定あるいは改正時における事務局による確認の不足が要因となるものでございます。事務局では、これら不備の再発を防ぐため、今後、規則などの制定等の作業時における校正や校閲の方法について、再度点検をしたいと考えております。大変申し訳ございませんでした。以上でございます。</p>
議長	<p>第37号議案について、質疑のある方から、順次発言を求めます。質疑ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>質疑なしと認めます。第37号議案について、原案のとおり承認することに、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしと認め、よって、第37号議案は原案のとおり承認しました。</p>

	<p>以上で、議案審議を終了します。</p> <p>続きまして、報告があります。事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はじめに、報告第29号をご説明いたしますので、議案書22ページをお願いいたします。</p> <p>報告第29号、農地法第3条の3の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容につきましては、23ページ及び24ページをお願いいたします。専決処分件数は、7件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第30号をご説明いたしますので、議案書25ページをお願いいたします。</p> <p>報告第30号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容につきましては、26ページをお願いいたします。専決処分件数は、6件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転等をする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第31号をご説明いたしますので、議案書27ページをお願いいたします。</p> <p>報告第31号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたのでご報告するものでございます。</p> <p>提出件数は、2件です。報告書は28ページから32ページまでのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権等の権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。</p> <p>続きまして、報告第32号をご説明いたしますので、議案書33ページをお願いいたします。</p> <p>報告第32号、農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領しましたのでご報告いたします。</p> <p>通知内容につきましては、34ページをお願いいたします。受理件数は、2件</p>

	<p>です。農地の賃貸借について合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により、同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。</p> <p>続きまして、報告第33号をご説明いたしますので、議案書35ページをお願いいたします。</p> <p>報告第33号、農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、専決処分したのでご報告いたします。</p> <p>届出内容については、36ページをお願いいたします。専決処分件数は、1件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ること埼玉県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。</p> <p>続きまして、報告第34号をご説明いたしますので、議案書37ページをお願いいたします。</p> <p>報告第34号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について、事業計画書を受理しましたので別紙のとおりご報告いたします。</p> <p>事業計画につきましては、38ページをお願いいたします。受理件数は、1件です。農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないものですが、農業上の土地利用との調整を必要とする場合があるため、事前に事業計画書の提出を求めるものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>以上で報告を終了します。これをもちまして、本日の議案審議及び報告はすべて終了いたしましたので、議長の座を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5、事務局連絡事項に移ります。</p> <p>（事務局長説明）</p> <p>以上をもちまして、令和5年第6回本庄市農業委員会総会を閉会いたします。大変、お疲れさまでございました。</p>

令和5年第6回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和5年6月26日(月)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後1時30分
閉会時刻	午後2時25分
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	糸原 直樹	出席
2	関根 清	出席		仁手	吉田 芳昭	欠席
3	金井 章夫	出席			高橋 公仁	出席
4	福島 公博	欠席		旭	戸塚 毅	出席
5	塩原 廣一	出席	○		亀田 伸一郎	欠席
6	塩原 茂夫	出席	○	北泉	内田 信哉	出席
7	福田 武久	出席			荒井 康男	出席
8	立石 勝義	出席			門倉 恒茂	出席
9	岡芹 喜行	出席		児玉	田島 勇扇	出席
10	宮部 延一	出席			宮部 豊徳	欠席
11	永尾 路子	出席		金屋	倉野内 浩	出席
12	田島 敏包	出席			鈴木 幹雄	欠席
13	田端 講一	出席			鈴木 誠	出席
14	鳥澤 和子	出席		秋平	福田 光男	出席
15	鈴木 良美	出席			清水 辰雄	出席
16	間正 始	出席			根岸 正一	出席
17	木村 文子	出席		本泉	櫻井 利夫	出席
18	坂爪 裕	出席			木村 雅	出席
19	小賀野 昇	出席		共和	新井 明夫	出席
本庄	細野 林之助	出席			出牛 康	出席
藤田	小川 忠	出席			山本 道雄	出席
	福島 正紹	出席				

説明員

事務局長	中西 太
局長補佐兼農地調整係長	高群 邦人
総務係長	飯川 佳紘
農地調整係主任	新井 靖子
農地調整係主事	江森 憲太
総務係主任	大和 亜寿未
支所環境産業課産業係主査	今井 勉

書記

局長補佐兼農地調整係長 高群 邦人